

# 一般質問

9月定例会では8名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにたずねるもので、ここではその一部を掲載しました。このほかにも下の表のとおり質問を行いました。紙面の都合で省略しました。詳しくは11月下旬発行予定の本会議録を図書館等でご覧ください。

藤伊高仙	紀玲子	子……	○ゴミ行政について	○教育行政の諸問題について
田藤高仙	玲子	……	○行財政改革の推進について	○関連諸契約を含む)
高仙	浩司	……	○廃棄物に関する諸問題について	○国勢調査について
	みどり	……	○国勢調査について	○子育て支援について
小田嶋	敏浩	……	○植木剪定材堆肥化事業について	○子育て支援について
		……	○人事政策における竹内市長の政治姿勢について	
松吉	中健	治……	○平和と安全	
	岡和	江……	○高齢者福祉の充実について	(介護保険導入後の問題点と改善点について)
岡田	和則	……	○交通安全政策と放置自転車等について	

## 地域で支える子育て

### 市の支援策をただす

少子化が進んでいる中、子育てしやすい社会の実現に向けて、地域・社会から子育てを支えるためのさまざまな支援システムが求められています。

今定例会では本市における子育て支援策について次のような質問を行いました。

**【多様な保育サービスを】**

質問：本市の現状の保育サービス体制について聞きたい。  
 保健福祉部長：延長保育については公立、私立を問わずの園で実施しており、一時保育も私立保育園で実施している。また、八月一日現在の保育待機児童数は三二八となっており、

質問：保育サービスのニーズは多様化してきており、市の保

育事業のほか市民相の助け合いのシステムづくりなどが必要と考える。  
 フアミリーサポートセンター(※文末参照)の取り組みについて聞きたい。  
 保健福祉部長：援助を受ける人と提供する人の組み合わせによる事業であり、提供する側の方がどれだけのかがポイントとなる。現在、市内の子育てグループ等の態把握が進んでおり、グループの方たちと設置に向けた協議を行っている段階と考えている。実施している自治体からは母親相互の交流、保育の情報交換などの波及効果もあつたと聞き、早急に調査に取り組みすることを要する。

常重要である。家庭で廃棄物としてリサイクルすることを基本とし、腐ったものは可燃(ごみ)として、たい肥として利用できるものは植木(ごみ)として出してもらうことを徹底したい。

質問：今後の臭気対策について聞きたい。  
 資源再生部長：現在の植木せん定材たい肥化事業場場所を向かい側の六号地に変更し、簡易舗装を行い、水がたまり、浸透し、たまって腐敗の要素となることを防ぎたい。たい肥化が現在の半分の三カ月程度で可能となる機械を導入し、臭気の解消を図りたい。  
 質問：周辺住民にこれならだいたいよぶと自信を持って言えるか。  
 市長：新たに導入を予定している方式は、検討した限りでは最もすぐれた方法であり、かなりの効果が出るのではと関連

**【子育て支援の方策は】**

質問：六月に開設した子育て支援センター(以下、センター)は大変盛況であり、今後も利用の増加が予想されるが場の検討をしているか。  
 保健福祉部長：福祉センター内に開設し、延べ利用者は六月に六百名、七月に七百八十七名、八月に千名を超えている。将来は北部方面に、方必要と考えるが既存の施設でスペースがあれば活用していきたい。当面、九月から各地域で巡回の子育て広場を実施するがさらに充実していきたい。  
 質問：自主育児グループの育成支援について考えを聞きたい。  
 保健福祉部長：一年前に寒態把握を行った時点でグループは

## ごみ問題解決に向けて

### 市の取り組みはいかに

本市では、ごみ減量計画の実現に向け、さまざまな施策を展開しています。十月からは、ごみの資源化のため、ペットボトルの分別収集が開始されます。今定例会では、ごみ減量計画を進める中、植木せん定材(たい肥)事業場臭気問題をはじめ越谷クリンセンター(元化)などのごみ処理問題について、次のような質問を行いました。

**【ごみ半減計画を進めよう】**

質問：ごみ半減計画(以下、半減計画)では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十一年度中から分別収集を開始するとしているが、状況をお聞かせください。  
 資源再生部長：ペットボトルについては、この十月から分別収集を行う。その他のプラスチック類については、容器

リサイクル法の対象物であるかどうかを判断するには識別マークの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集するが分別収集するか、早急に結論を出し、十一年度中の開始をめざしたい。  
 質問：食品の売れ残りや食品の製造過程などにおいて発生する食品廃棄物の再利用を促進しようとする食品リサイクル法の施行を前にした本市の取り組みをお聞かせください。  
 資源再生部長：法の施行により生ごみの減量が事業者の責任において進むが、法的対象とならない一定以下の食品廃棄物を飲食店などからは従前とおなじ生ごみとして市に持ち込まれることになる。分別収集し何らかの方法でリサイクルしたいと考える。また、

小学校に生ごみ処理機を設置することによって、給食の残りをむだなくたい肥化していきたい。  
 質問：小学校導入する生ごみ処理機は、ごみの五分の四以上が消滅するという減容率の高いものであるとのことだが、使用するパイオ材の副作用などを含めて事故のないよう留意してほしい。  
**【植木せん定材たい肥化事業】**

質問：植木せん定材たい肥化事業は、ごみの減量と資源化のために重要であるが、周辺住民から悪臭被害の苦情が寄せられている。今後の対策と悪臭の原因について聞きたい。  
 資源再生部長：委託業者をたい肥製造のノウハウを持った専門業者に変更するとともに、小まめな切り返しや水はけをよくするための側溝の整備などの適正管理に努めている。事業場内への搬入量が適正量を超え、積み置いた下の方から腐ってしまうことにより、ニール袋に入れて持ち込まれる草類の約一割程度が搬入時に既に腐っているため、嫌気性発酵が発生することが原因と考

本市では、安全で快適な生活環境やまらの美観を維持することなどを目的として、平成九年に「鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域における自転車の放置を禁止している。  
 今定例会では、放置自転車等の問題について、次のような質問を行いました。

質問：電線の中地化や歩道の整備が行われたばかりの大船停車場点字ブロックの上、自転車、バイクが鈴なりに放置されており、利用に支障を来している。放置防止の対策について聞きたい。



臭気対策に追われるたい肥事業場

質問：腐敗している草類に対する対応について聞きたい。  
 資源再生部長：職員がニール袋を破り、腐敗した草類を取り除き、腐ったものは焼却施設へ運搬している。  
 質問：月一回の収集日では夏場では腐ってしまう。市民に腐った草類を入れないように協力を得ること、収集回数を頻繁にすること以外に、当面の間、草類を可燃(ごみ)として扱うことはどうか。  
 資源再生部長：市民の協力は非

## 放置自転車の解消

### 防止対策を問う

本市では、安全で快適な生活環境やまらの美観を維持することなどを目的として、平成九年に「鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、放置禁止区域における自転車の放置を禁止している。  
 今定例会では、放置自転車等の問題について、次のような質問を行いました。

質問：電線の中地化や歩道の整備が行われたばかりの大船停車場点字ブロックの上、自転車、バイクが鈴なりに放置されており、利用に支障を来している。放置防止の対策について聞きたい。



点字ブロックを覆う放置自転車

建設部長：放置禁止区域における放置自転車等については、警告札をつけて注意を促すとともに長期間放置されているものについては撤去しているが、撤去が追いつかず対策の苦慮している。警告看板の増設をお聞かせください。  
 建設部長：現在、コンクリートに傾きを得ないが、今後そのような機関ができれば対応をしたい。  
 質問：名越クリンセンターへの一元化に対する地元住民からの要望を確認したい。  
 資源再生部長：不安解消のための各種データの開示、環境調査、交通対策などである。  
 質問：名越クリンセンターの前の県道にはほとんども歩道がなく危険である。交通量の増加が見込まれる中、県との協議は進んでいるか。  
 資源再生部長：今泉方面のバス力車(越谷クリンセンター)に直接ごみを搬入することは避けたい。中継施設として今泉クリンセンターでごみの減容などを行い、最小限の搬入にとどめたい。県との協議していないが、今後早めに折

地区交通計画担当部長：数値的には、東口については収容できる状況だが、西口は満車状態が困難である。  
 質問：空車状態のある駐輪場の利用者の誘導策を行っているか。  
 地区交通計画担当部長：各駐輪場が協力し、満車、空車状況を駐輪場前に掲示している。また、広報等により周知を図りたい。  
 質問：藤沢市や横浜市のバイクも相当数放置されていると考えるが、隣接市への協力依頼はしているか。  
 地区交通計画担当部長：所管を企画部文化推進課に定めた対応について今の時点では、想定される関係部局との事前の協議までには至っていない。  
 質問：法に基づく協力要請があった場合の対応について聞きたい。  
 企画部長：法が制定され、所管を企画部文化推進課に定めた対応について今の時点では、想定される関係部局との事前の協議までには至っていない。  
 質問：法に基づく協力要請があった場合、市が協力を要請することになっているか。  
 市長：周辺事態に際し、政府が応急措置を実施する場合、基本計画を定め、自治体に協力要請することになっている。要請があった場合、市民生活に重大な支障を及ぼさないものについては可能な範囲で協力できるが検討することになる。個別の法令に従い、市民生活の安全を最優先する立場から判断する。

## 平和と安全を考える

### 周辺事態に市の対応は

平成十一年八月に「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(以下、法)が施行されました。法第九条では公共施設の使用などについて、地方自治体に必要な協力を求めることができるとされています。今定例会では本市の平和、安全に対する考え、備えなどについて次のような質問を行いました。

質問：私は常に幅広く安全や平和について考えなければならぬが、本市には軍事産業に携わる事業所はあるか。  
 市長：平成十一年の県工業統計によれば武器製造業として市内に事業所が記載されているが、具体的な内容は公表されていない。  
 質問：防災で自衛隊に協力を求めることがあろうと思うが、本市での経過をお聞かせください。  
 市長：市民に対して正確な情報を伝えることが重要と考える。できる限り情報を提供していく姿勢を臨みたい。  
 質問：議会との協議についてどのように考えているか。  
 市長：議会ともいろいろな協議をしながら対応していく必要があると考える。  
 質問：本市は昭和三十三年に平和都市宣言をしているが、ジュネーブ条約では軍事活動に効果的に貢献するものは軍事目標とされしており、本市が攻撃の対象とされ得ることを市民に訴え、対応を考え、平和の実現、安全を考えていかなくてはならない。市長の考えをお聞かせください。  
 市長：一番大事なことはいく人も多くの人が平和に対する強い意識を持つて、国際的に日本を平和と安全を守る環境を築いていくことと考える。  
 質問：今後とも平和、そして安全について取り組んでいきたい。



利用者でにぎわう子育て支援センター

十八あつたが、センターの設置により、地域の子育てグループの情報が集まってきている。支援の形、役割分担も含めて整理し、側面的に支援していきたいと考える。  
**【子どもの遊び場の整備は】**

質問：子ども会館の整備について聞きたい。  
 生涯学習部長：未設置学区の解消を図ることが子育て支援にとって必要であり、今後も整備に向けて努力していく。  
 質問：子ども会館の役割をどのように考えていくのか。  
 生涯学習部長：地域の幼児から中学生までが仲間づくりと遊び、交流できる場として運営しており、今年度は子育てサロン等に施設の一部を提供している。現在、子ども会館、子ども会の管理運営について総合的な見直しに着手しているが、その中の課題の一つとしてさらに利用しやすい会館をめざして検討していく。  
 質問：地域住民が運営に参加する冒険遊び場が各地で効果を挙げているが、屋外の遊び場が少なくなくなった中、公園や緑地の一部をうまくフィールドとして活用することができないか。  
 市長：市が子育てを支援していくことは大変重要であり、施設整備を進めていくだけでなく、民間の方たちにリーダー的役割を担ってもらうことも重要と考える。官民共同で担っていく最大の課題と受け止め、今後も努力していきたい。  
 ※フアミリーサポートセンター  
 質問：育児の援助を受けた人と育児の援助を行った人が会員となり、地域で育児の相互援助活動を行う会員組織、保育施設での保育時間以外の保育や保育施設への送迎などの活動を行う。

計画を進めるべきである。各自治体の状況をお聞かせください。  
 資源再生部長：各自治体の取り組みに差があるため、資源化、減量化の足並みをそろえて行うよう強く要請したい。  
 質問：施設建設費の負担に関し、ごみ排出量に応じた費用を負担するかどうか。  
 市長：従量制という考え方が中心になっていくべきと思う。そのような方向で協議に臨むべきと考える。  
 質問：駐輪場としての利用をいつから始めるか。返還の時期が到来しても代替の駐輪場施設を確保しないと返還が困難な状況が予想され、再開発事業の早期実施を図る上で難しいと考える。  
 質問：放置自転車への対応は、目に見えない形ですべきである。市長の見解をお聞かせください。  
 市長：再開発事業に支障があることは避けるべきと思うが、放置自転車の問題の解決も緊急性がある。用地の暫定利用に関係するものの意見を伺いながら検討したい。  
 質問：協力要請があった場合、その内容を公開する考えはあるか。  
 市長：市民に対して正確な情報を伝えることが重要と考える。できる限り情報を提供していく姿勢を臨みたい。  
 質問：議会との協議についてどのように考えているか。  
 市長：議会ともいろいろな協議をしながら対応していく必要があると考える。  
 質問：本市は昭和三十三年に平和都市宣言をしているが、ジュネーブ条約では軍事活動に効果的に貢献するものは軍事目標とされしており、本市が攻撃の対象とされ得ることを市民に訴え、対応を考え、平和の実現、安全を考えていかなくてはならない。市長の考えをお聞かせください。  
 市長：一番大事なことはいく人も多くの人が平和に対する強い意識を持つて、国際的に日本を平和と安全を守る環境を築いていくことと考える。  
 質問：今後とも平和、そして安全について取り組んでいきたい。

## 可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事項について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を9月21日に可決し、鎌倉市議会として同日付けで内閣総理大臣ほか関係省庁へ送付しました。

### 地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書

地震大国と言われている我が国においては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国が平成7年6月に地震防災対策特別措置法を制定し、これに基づき都道府県が「地震防災緊急事業五箇年計画」を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策が講じられてきたところである。

本市においても、地域防災計画を見直す中で、県の「地震防災緊急事業五箇年計画」の事業適用を受け、消防用施設の整備や市立小・中学校の耐震化等に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、平成11年に発生したトルコ、台湾における地震災害で、改めて地震対策の重要性が再認識されたにもかかわらず、財政上の制約等により現行計画の進捗率は依然として低い状況にあり、次期の「地震防災緊急事業五箇年計画」においても、地震防災上緊急に対応すべき施設等の整備を迅速かつ強力に推進することによって、地域住民の生命と財産の安全確保におよ一層努めていく必要がある。

よって政府におかれては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業の拡充・強化を図るとともに、同法に基づく国の負担または補助の特例措置が、次期の「地震防災緊急事業五箇年計画」にも適用されるよう特段の配慮を強く要望する。

### 特定非営利活動法人に対する税の優遇制度を設けることに関する意見書

阪神・淡路大震災の後、市民活動団体(NPO)を支援する法律制定を求め世論の高まりを受けて、1998年3月に特定非営利活動促進法が制定され、同年12月に施行された。

法律制定の際には、市民活動団体に法人格を与えることを先行し、税制上の支援策は盛り込まれなかったが、衆参両議院において、「税制度の見直しについては法施行後2年以内に検討し、結論を得るものとする」との附帯決議がされた。

地域においては、環境問題や高齢者福祉、保育、国際交流など、市民の自発的な活動が活発に行われている。行政でも営利企業でもないNPOの活動は市民の多様なニーズにこたえており、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている。

よって、国においては、地域における多様な市民活動の実態を踏まえ、公共性・公益性の高い活動については、特定非営利活動法人の活動が法人税法上の収益事業に当たらない場合においても、営利企業と同様の課税とならないよう、NPOの育成支援に有効な新たな税制創設について検討するよう要望する。